

山行規定

目 的

岳人あびこ（以下『会』という）が主催するあらゆる山行ならびに行事（以下『会山行』という）および個人山行について安全で楽しく充実したものにするために、この規定を設ける。

順守義務

会員（準会員・会友を含む。以下同じ）は、会山行、個人山行、他団体との山行などすべての山行について、この規定に従わなければならない。

山行への参加と事故対応

- 1 前条に定める山行への参加については、様々な事故が起こりうる事を認識した上で会員自らの責任と判断により決定する。
- 2 山行中に発生した事故については、会及び山行同行者（担当リーダーを含む）は法的責任（注意義務）を負わないものとする。但し、担当リーダー（山行同行者を含む）は安全に十分配慮し事故が起きた時には速やかに適切な対応を取らなければならない。
- 3 他の者（山行同行者を含む）の行為（落石など）に起因して発生した山行中の事故により被災した会員は、当該他の者との示談もしくは法の定めるところにより、その解決に当たるものとする。会及び担当リーダー（山行同行者を含む）は、その解決に協力する。

第4条 会山行

1 会山行については、山行部を中心に年間山行計画を作成し、総会の承認を得る。その後は山行部会議承認の上、追加・変更することができる。

2 総会で承認された年間計画の山行を「定例山行」といい、その後追加された会山行を「準定例山行」という。

「準定例山行」の場合で、時間的に山行部会議の承認を受けることができない場合には、山行部部長の承認を受けなければならない。

3 会山行については、山行部部員が1名以上必ず同行する。ただし、「準定例山行」の場合で、難易度が低い山行の場合には、山行部会議の承認により、山行部員の同行なしで当該山行を実施することができる。

4 担当リーダーは山行計画（概要）を作成し、山行部会議承認の後、会員に提示し参加者を募る。

原則、実施月の前月号のやまたんに掲載し、集会で説明する。

但し、「準定例山行」の場合で時間的にやまたんに掲載できない場合には電子媒体等を利用して全員に連絡し、参加者を募ることがある。

5 担当リーダーは山行計画書（様式は別途定める）を作成し、出発の7日前までに山行部部長に提出し、留守宅本部および参加者へ配付する。合宿および長期の山行（山中3泊以上）の場合は、計画書を1カ月前までに提出する。

6 下山後速やかに留守宅本部へ下山報告をする。留守宅本部は異常が認められた場合、山行部部長へ連絡する。

7 担当リーダーは山行終了後速やかに「山行報告第一報」（様式は別途定める）を山行部部長へ提出する。

8 山行終了後、担当リーダーは速やかに山行報告書を会報部長に提出する。

9 自動車利用の山行に際しては、別に定める「マイカー利用山行マニュアル」の遵守に努めるものとする。

- 10 山行申込みの後キャンセルした場合、それに伴う費用についてはキャンセル者の負担とする。
- 11 緊急連絡網および山行部部長の受付メールアドレスは別途定める。

第5条 個人山行

- 1 個人山行は、会員が会山行とは別に、個人的に行う山行とする。
- 2 山行計画書は、出発の7日以上前に山行部部長に提出する。山行計画書の提出なき山行は無届山行であり、労山新特別基金の給付対象外となる。
- 3 山行部部長は受理した山行計画書の内容を検討し、必要な助言と援助を行う。必要な場合は山行の中止を指示することができる。指示に従わない場合は、その山行は、原則、無届山行とみなす。
- 4 会員への報告を希望する場合は、山行報告書を会報部長に提出する。
- 5 岩登り・沢登り・冬山(積雪のある冬山)登山の単独行は原則として禁止する。

第6条 登山行動

- 1 入山に際しては、登山届を各都道府県警の担当部署にメール・その他の方法で提出する。
- 2 不測の事態によりコースを変更する場合は、変更した行動を追跡する手がかりを残すよう努力する。

第7条 遭難対策

- 1 山行中に事故が発生した場合には、担当リーダーは可及的速やかに留守宅本部に所定必要事項を連絡しなければならない。
- 2 救助の必要ある事故の場合には、速やかに警察署に連絡し、救助を要請するとともに、緊急連絡網に連絡して状況を伝え、協議の上その後の行動を決める。
- 3 山行中の会員が下山予定の午後9時を過ぎても連絡がない場合、留守宅本部は山行部部長に連絡する。山行部部長は緊急連絡網に連絡するとともに、情報の収集にあたる。
- 4 下山終了予定日の翌日正午を過ぎても連絡がない場合、緊急連絡網のメンバーで遭難対策本部を設置し必要な活動に着手する。
- 5 救助に要する費用のうち、労山新特別基金の給付を超えるものについては、遭難者本人またはその家族の負担とする。ただし、救助に要する費用のうち、会による救助活動に直接要する費用は、相互扶助の観点から、交通費など最小限必要な実費に限る（日当などは含めない）ものとする。また、その実費の全部又は一部については、会員からの支援金を、または山行部会議の承認（10万円以上の場合には総会の承認）により会からの支援金を、それぞれ充当することがある。
- 6 緊急連絡体制は別途定める。

第8条 会員外参加

- 1 会山行に会員(本条においては、会員には会友を含まない)以外の者が参加するときは、参加申込書を提出させるものとする。
- 2 会山行に会員以外の者が参加する時は、必要経費の他に、参加費1,000円を徴収し、会へ納める。
但し、市民登山並びに自然保護活動及び会友の行事山行は参加費を免除する。
- 3 一般公募にて実施する公開登山、市民山行の実施については、別途定める「公開登山実施ガイドライン」に従うものとする。

第9条 山行規定の改廃

山行規定の改廃は、運営委員会の承認を要する。

1996年10月10日	施行
2001年 3月 4日	改定
2003年 3月 9日	改定
2005年 2月13日	改定
2009年 3月 8日	改定
2015年 5月 7日	改定
2016年 3月13日	改定
2019年 2月17日	改定
2022年 2月20日	改定
2025年 2月16日	改定